

通達甲 (副監. 警. 教. 術2) 第15号

令和2年11月27日

存 続 期 間

部 長、参 事 官
各 殿
所 属 長

副 総 監

警視庁逮捕術訓練要綱の制定について

このたび、別添のとおり、警視庁逮捕術訓練要綱を制定し、令和2年12月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

警視庁逮捕術訓練要綱

第1 目的

この要綱は、逮捕術の訓練（以下「訓練」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。